

第1部 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び昭島市防災会議条例（昭和38年昭島市条例第12号）第2条第1号の規定に基づき、昭島市防災会議が作成する計画であって、市、都及び関係機関並びに市民が一体となって、その有する機能を有効に発揮し、地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を迅速、適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心に、都及び関係機関、市民、地域、事業所等が処理する事務又は業務を含めた総合的かつ基本的な計画とする。「災害から自らのまちは自らが守る」という理念の下「自助・共助・公助」を実現するため、市、都及び関係機関並びに市民、地域、事業所等の役割を明確にし、防災に対しそれぞれが自らの責務を果たす中で有機的に連携して災害に対処できる計画とする。

また、被災者の視点に立った防災対策を推進するため、女性や子ども、高齢者、障害者、難病患者及び外国人等の要配慮者、性的マイノリティ等に対して、きめ細かく配意した計画とする。

第3節 計画で扱う災害の範囲

この計画で扱う災害は、災害対策基本法第2条第1号で規定される災害で、次のとおりとする。

- 1 震災
- 2 風水害
- 3 大規模事故等
- 4 火山災害

この計画は、各種災害への対策の実効性を高めるために制定した昭島市防災条例（平成28年昭島市条例第10号）及び強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「昭島市国土強靭化地域計画」との整合を図りつつ、震災については、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震などの大規模地震などから得た教訓、近年の社会情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言などを可能な限り反映する。

また、風水害については、近年の災害状況を踏まえた応急対策計画とし、大規模事故等については、市民の生命、身体、財産を脅かす事象に対する全般的な危機管理計画とする。

さらに、火山災害については、富士山噴火の際の降灰対策計画とする。

第4節 他の計画との関係

1 東京都地域防災計画及び関係機関の業務計画との関係

この計画は、市の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものであることから、東京都地域防災計画及び関係機関が作成する防災業務計画と整合を図るものとする。

2 昭島市総合基本計画との関係

昭島市総合基本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されている。「基本構想」は、昭島市の目指す姿（将来都市像）と、まちづくりの総合的かつ基本的な指針であり、「基本計画」はそれらを実現するための具体的な施策等を体系化したものである。

本計画は、「基本構想」の施策の大綱「安全で安心して住み続けられるまち」に基づいた「基本計画」の基本施策「防災・危機管理体制の構築」の中に体系化され、その実現に向けて関係機関を含めた具体的な総合計画として位置付けるものである。

3 昭島市国土強靭化地域計画との関係

昭島市国土強靭化地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具体的な施策を定めるものである。一方、本計画は、災害ごとの対策や対応について実施すべきことを定めているものである。

第5節 計画の習熟

市及び関係機関は、震災等に関する施策、事業が本計画に合致しているか点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、平素から危機管理や防災に関する調査、研究に努め、所属職員に対し災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練等を通じて本計画を習熟し、災害への組織の対応能力を高めるものとする。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化や社会情勢の変化などに応じ毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。従って、市及び関係機関は、計画の所管箇所について検討し、修正のある場合は計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第7節 地区防災計画

平成25年6月21日の災害対策基本法の改正により、この計画に市の一定区域内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この節において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができることとなり、地区防災計画の扱いは、次のとおりとする。

- 1 地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。
- 2 前1の地区防災計画の素案の提案は、市地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣政令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画の提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- 4 市防災会議は、前3の判断をした結果、市地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定した場合は、遅滞なくその旨及びその理由を、当該計画を提案した地区居住者等に通知するものとする。
- 5 市地域防災計画に地区防災計画が定められた場合は、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

第2章 市、市民、地域及び事業者の責務

第1節 基本的考え方

市、市民、地域及び事業者の防災に対する基本的な考え方は、次のとおりとする。

市	市は、災害から市民、市内勤務者及び市内通学者等の生命、身体及び財産を守る責務がある。この責務を果たすため、都、関係機関、市民、地域の団体及び事業所等と連携を図り、安全で安心な街づくりに努めるものとする。
市　民	市民は、災害から自らを守るため、日頃から備蓄等の備えをしておくとともに、市や防災関係機関又は地域が行う防災事業などに積極的に参加し、訓練などを通じて防災意識を養い、自らの生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。また、災害が発生したときは、地域住民相互で協力し、被害の拡大防止に努めるものとする。
地　域	地域は、災害時に地元住民による自主防災活動が効果的に行われるよう、平常時から災害に備えた組織づくりを行い、防災資器材の整備や防災訓練の実施に努めるものとする。また、災害が発生したときは、地域の組織を活用し、被害の拡大防止、被災者の救援に努めるものとする。
事　業　者	事業者は、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、減災のために最大限の努力を払うとともに、日頃から市や防災関係機関又は地域が行う防災事業などに積極的に参加するものとする。また、災害が発生したときは、地域住民と協力し、被害の拡大防止、被災者の救援に努めるものとする。

第2節 市の責務

- 1 市は、市民、市内勤務者及び市内通学者等の生命、身体及び財産を災害から守るため、都、関係機関等の協力を得て、防災に係る計画を策定し、その推進に努めなければならない。
- 2 市は、災害時における避難、救出及び救助等を円滑に行うために必要な体制や資器材の整備に努めなければならない。
- 3 市は、災害等により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市復興を図るため必要と認めるときは、復興本部を設置し、復興体制をとらなければならない。

第3節 市民の責務

- 1 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自助の考えを防災の基本とし、自己の安全の確保に努めるとともに、日頃から自主的に防災意識を養い災害に備えるものとする。また、地域コミュニティの醸成に努め、災害時に近隣の住民と連携して災害に立ち向かえる良好な地域社会の形成に努めなければならない。
- 2 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- ① 初期消火に必要な用具の準備及び技術の習得に努める。
- ② 食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄（最低3日分）を行う。
- ③ 家具類の転倒・落下・移動防止措置等を講じ、家庭内の予防安全対策に努める。
- ④ 避難の経路、場所及び方法について確認する。
- ⑤ 自宅等の耐震性及び耐火性を確認し、災害に備える措置を講ずるよう努める。
- ⑥ 風水害時などにおける自宅等への浸水防止対策を講ずるよう努める。
- ⑦ 災害時の出火防止に努める。

また、自らが帰宅困難者となる可能性を考え、次の事項について留意する。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ① 徒歩帰宅に必要な食料、飲料水、装備等の携行に努める。 ② 家族との連絡手段を確認する。 ③ 徒歩帰宅経路の確認を行う。
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ① ラジオ等で状況を確認し、冷静に行動する。 ② 家族等の安否が確認できたら、無理な帰宅はしない。

- 3 市民は、市や防災関係機関及び地域の実施する災害対策事業に積極的に協力するとともに、自発的な防災訓練等への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承などにより、災害対策に寄与するよう努めなければならない。
- 4 市民は、発災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、相互に協力して事業者、ボランティア、市及び他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び地域の復興に努めなければならない。

第4節 地域の責務

災害の規模が大きくなるほど、被害者数の増加や情報の混乱等により防災関係機関の救助・救援活動は支障をきたすことが予想される。特に消防など防災関係機関が到着するまでの災害発生の初動期には、住民相互の助け合いによる人命救助や初期消火が大変重要である。このため、地域は、次の項目について適切な備えを講ずるものとする。

- 1 災害に対処するための防災組織（自主防災組織）を結成する。
- 2 防災組織未加入者の加入を促進する。
- 3 市や防災関係機関の実施する防災訓練に積極的に参加する。

第5節 事業者の責務

- 1 事業者は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び本章第3節第4項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害時の被害の防止並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業者の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法、徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害時の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 6 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、都及び市が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。
- 7 事業所が災害時に事業活動を継続することは、事業所のみならず地域住民の生活を支える上で大変重要である。事業者は、災害時に主要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めなければならない。

第3章 市、関係機関等の業務大綱

市、都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりとする。

第1節 市

1 全般的な業務

機 関 の 名 称	業 務
市	<p>(災害への備え)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び災害対策本部に関すること。 2 災害対策組織の整備に関すること。 3 災害に強いまちづくり、地域づくりに関すること。 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、調達及び整備に関すること。 6 職員の教育・訓練に関すること。 7 市民への防災啓発に関すること。 <p>(災害時の応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に対する情報の収集・伝達及び被害の調査に関すること。 2 避難指示等及び誘導に関すること。 3 消防（特別区を除く）及び水防に関すること。 4 被災者の救助及び救護に関すること。 5 緊急道路及び緊急輸送路の確保に関すること。 6 公共施設及び設備の応急復旧に関すること。 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 8 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 9 応急給水に関すること。 10 外出者の支援に関すること。 11 災害相談に関すること。 12 関係機関との連絡調整に関すること。 13 その他災害発生の防御又は拡大防止の措置に関すること。 <p>(災害からの復興)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市及び住宅の復興に関すること。 2 くらし及び産業の復興に関すること。

2 市の各部の業務

部(局) 名	業 務
総務部	<p>1 防災会議及び災害対策本部の運営に関すること。</p> <p>2 災害対策の総合的な推進及び調整に関すること。</p> <p>3 災害対策の組織及び体制の整備に関すること。</p> <p>4 関係機関との連携に関すること。</p> <p>5 災害対策用物資の備蓄及び資器材の確保に関すること。</p> <p>6 防災の啓発に関すること。</p> <p>7 防災教育及び訓練に関すること。</p> <p>8 情報収集・伝達及び防災行政無線の管理運営に関すること。</p> <p>9 避難情報に関すること。</p> <p>10 本庁施設の保全に関すること。</p>
企画部	<p>1 防災対策及び災害情報の広報に関すること。</p> <p>2 報道機関の対応に関すること。</p> <p>3 災害対策予算に関すること。</p> <p>4 災害復興の総合調整に関すること。</p> <p>5 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。</p> <p>6 外国人の防災対策に関すること。</p>
市民部	<p>1 遺体の安置及び埋葬に関すること。</p> <p>2 被害状況の収集に関すること。</p> <p>3 罷災証明に関すること。</p> <p>4 災害時の税の減免及び徴収に関すること。</p> <p>5 応急食料・労務に関すること。</p> <p>6 地域コミュニティの連携に関すること。</p> <p>7 事業所との連携に関すること。</p> <p>8 帰宅困難者対策に関すること。</p> <p>9 避難所（イーストテラス（3階））松原町コミュニティセンター、勤労商工市民センター）に関すること。</p>
保健福祉部 子ども家庭部	<p>1 救援・救護対策に関すること。</p> <p>2 応急医療体制に関すること。</p> <p>3 保健衛生に関すること。</p> <p>4 要配慮者対策に関すること。</p> <p>5 ボランティアに関すること。</p> <p>6 園児の安全確保に関すること。</p> <p>7 福祉避難所（高齢者福祉センター、保健福祉センター、イーストテラス（2階））に関すること。</p> <p>8 義援金品、災害弔慰金、災害救助資金等に関すること。</p> <p>9 被災者の相談に関すること。</p>

	10 昭島市社会福祉協議会との連携に関すること。 11 日本赤十字社に関すること。 12 避難所（児童センター）に関すること。
環境部	1 ごみ処理に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関すること。 3 環境保全に関すること。 4 用水の保全に関すること。 5 動物愛護に関すること。 6 避難所（環境コミュニケーションセンター）に関すること。
都市整備部	1 緊急輸送路の確保に関すること。 2 被害の調査及び報告に関すること。 3 公共土木施設の耐震化に関すること。 4 公共土木施設の復旧に関すること。 5 土砂災害危険箇所の把握及び警戒に関すること。 6 下水道に関すること。 7 し尿処理に関すること。
都市計画部	1 災害に強い都市づくりに関すること。 2 復興計画に関すること。 3 住宅の耐震化に関すること。 4 土地区画整理事業に関すること。 5 仮設住宅に関すること。
水道部	1 水道の安定供給に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 水道施設の保全に関すること。
学校教育部	1 避難所（学校）に関すること。 2 児童・生徒の安全確保に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 応急給食に関すること。 5 学校施設の保全に関すること。
生涯学習部	1 避難所（市立会館、市民会館・公民館、アキシマエンシス）に関すること。 2 文化財及び社会教育施設等の保全に関すること。
議会事務局	1 市議会に関すること。 2 他の部の応援に関すること。

第2節 東京都関係機関の業務

機関の名称	業 務
昭島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 4 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 5 遺体の調査等及び検視に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
昭島消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること。
北多摩北部建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川及び道路等における障害物の除去に関すること。
多摩立川保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生に関すること。 2 医療に関する情報提供、連絡調整。
都下水道局 流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 水再生センターへのし尿の受入れ・処理に関すること。 3 下水道事業における災害時支援に係るルールに関すること。

第3節 指定地方行政機関の業務

機関の名称	業 務
関東財務局 (立川出張所)	<p>1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。</p> <p>2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関わること。</p>
東京管区気象台	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</p>
相武国道路事務所	国道16号の災害復旧工事・災害時における輸送道路の確保に関すること。
多摩川上流出張所	<p>1 多摩川についての計画、工事及び管理に関すること。</p> <p>2 水防に関する施設及び設備の整備に関すること。</p> <p>3 災害に関する予報及び警報の発表及び伝達、災害時における情報の収集及び広報並びに災害復旧工事に関すること。</p>

第4節 自衛隊の業務

機関の名称	業 務
陸上自衛隊 (第1師団)	<p>1 災害派遣の計画及び準備に関すること。</p> <p>(1) 防災関係資料の基礎調査</p> <p>(2) 災害派遣計画の作成</p> <p>(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施に関すること。</p> <p>(1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</p>

第5節 指定公共機関の業務

機関の名称	業 務
昭島郵便局	<p>1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。</p> <p>2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地救助用郵便物の料金免除</p> <p>(4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p>
J R 東日本	<p>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関するこ と。</p> <p>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。</p>
八王子保線 技術センター	鉄道施設の安全、保全及び災害復旧に関すること。
N T T 東日本	<p>1 電気通信設備の建設及び保全に関すること。</p> <p>2 重要通信の確保に関すること。</p> <p>3 気象予警報の伝達に関すること。</p> <p>4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。</p> <p>5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。</p>
N T T コミュニ ケーションズ	<p>1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</p>
N T T ドコモ	<p>1 重要通信の確保に関すること。</p> <p>2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関するこ と。</p>
K D D I	<p>1 重要通信の確保に関すること。</p> <p>2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関するこ と。</p>
ソフトバンク	<p>1 重要通信の確保に関すること。</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</p>
楽天モバイル	<p>1 重要通信の確保に関すること。</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</p>
日 赤 東 京 都 支 部	<p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を 含む。)の実施に関すること。</p> <p>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。</p> <p>3 こころのケア活動に関すること。</p> <p>4 赤十字ボランティアの活動に関すること。</p> <p>5 輸血用血液の確保、供給に関すること。</p> <p>6 義援金の受付及び配分に関すること(原則として義援物資については受</p>

	<p>け付けない。)。</p> <p>7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。</p> <p>8 災害救援品の支給に関すること。</p> <p>9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。</p> <p>10 外国人安否調査に関すること。</p> <p>11 遺体の検案協力に関すること。</p> <p>12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</p>
東京電力 パワーグリッド(株) 立川支社	<p>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。</p> <p>2 電力の需給に関すること。</p>
日本通運(株) 多摩支店 佐川急便(株) 三多摩営業所 ヤマト運輸(株) 昭島営業所	<p>災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送協力に関すること。</p>

第6節 指定地方公共機関等の業務

機関の名称	業 務
昭島用水 土地改良区	水門及び水路の操作及び保全に関すること。
西武鉄道 拝島駅	1 鉄道施設等の安全保全に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による避難者の輸送協力に関すること。
市医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 防疫及び保健衛生の協力に関すること。
市歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 口こう保健衛生の協力に関すること。
市獣医師会	動物の医療保護活動に関すること。
市薬剤師会	1 医薬品の調達及び供給に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。
昭島ガス	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全、保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東京都トラック 協会多摩支部	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

第7節 一部事務組合の業務

機関の名称	業 務
東京たま広域資源循 環 組 合	それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び災害活動に対する協力に關すること。
立川・昭島・国立 聖 苑 組 合	

第8節 市と災害時の協定を締結している機関の業務

機関の名称	業 務
・昭島市接骨師会	災害時における応急救護活動に関すること。
・昭島市管工事組合 ・昭島市建設業協会 ・昭島市造園業協同組合 ・東京土建一般労働組合多摩西部支部	災害時における市が行う各種応急対策業務の協力に関すること。
・一般社団法人東京都自動車整備振興会立川支部	災害時における車両等障害物除去応急活動に関すること。
・江崎グリコ株式会社 ・グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 ・敷島製パン株式会社パスク東京多摩工場 ・シマダヤ株式会社 ・ガーデンベーカリー株式会社	災害時における食料調達等に関すること。
・株式会社イトーヨーカ堂 ・イオンリテール株式会社ザ・ビッグ昭島店 ・株式会社カインズ ・株式会社マミーマート	災害時における生活必需品等の供給に関すること。
・株式会社八洋	災害時における飲料水等の供給に関すること。
・東京都理容生活衛生同業組合	災害時における衛生活動に関すること。
・一般財団法人公園財団	災害時における自転車の提供に関すること。
・橋本産業株式会社多摩営業所 ・双日エネルギー株式会社 ・コスモ石油販売セルフピュア昭島 ・株式会社京南 ・関東日進 ・コスモ石油販売セルフピュア昭島南	災害時におけるガソリン等の応急燃料供給業務等に関すること。
・昭島ガス株式会社	災害時における学校給食施設の稼働に関すること。
・株式会社東洋食品 ・株式会社ジーエスエフ ・ハーベストネクスト株式会社	災害時における給食施設等を活用した炊出し活動に関すること。

・株式会社アイネス	災害時における応急対策業務に関すること。
・エフエムラジオ立川株式会社	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
・社会福祉法人昭島市社会福祉協議会	1 被災者（避難行動要支援者）への支援及び関係団体との協力、連携に関すること。 2 災害ボランティア活動の支援に関すること。 3 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
・株式会社両毛システムズ東京支社	災害時における応急給水活動の応援に関すること。
・都下水道局 ・多摩地域30市町村 ・公益財団法人東京都都市づくり公社 ・下水道メンテナンス共同組合	下水道管路施設の復旧支援に関すること。
・都下水道局 ・多摩地域30市町村 ・公益財団法人東京都都市づくり公社 ・公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	災害時における技術支援協力に関すること。
・公益財団法人昭島市シルバー人材センター	災害時における昭島市立小中学校開錠に関すること。
・あきしま地域福祉ネットワーク	市内の居宅介護事業所で介護サービスを利用している方の安否確認及び居宅介護サービスの提供に関すること。
・医療法人徳洲会東京西徳洲会病院 ・医療法人社団晨明会植ビルクリニック ・社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会昭島病院	災害時の医療救護活動に関すること。
・公益財団法人東京都助産師会北多摩第一分会	災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児のケアに関すること。
・ヤマト運輸株式会社	災害時の緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関するこ
・佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入れ及び配達等に関するこ
・武州交通興業株式会社	災害時における要配慮者等の移送に関するこ
・酒井薬品株式会社	災害時における医薬品等の調達業務に関するこ

・東邦薬品株式会社 ・株式会社メディセオ ・株式会社スズケン ・アルフレッサ株式会社	
・有限会社原島組	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関すること。
・株式会社貴藤 ・オリックス資源循環株式会社 ・株式会社市川環境エンジニアリング ・有限会社原島組 ・株式会社サンペイ多摩営業所 ・前田道路株式会社	災害廃棄物の処理等に関すること。
・株式会社ジェイコム多摩 ・ヤフー株式会社	災害時における情報提供等に関すること。
・特定非営利活動法人都市環境標識協会 ・東電タウンプランニング株式会社	避難誘導標識等の設置に関すること。
・公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関すること。
・東京都行政書士会多摩西部支部	災害時における被災者支援に関すること。
・特定非営利活動法人クライシスマップーズ・ジャパン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関すること。
・特定非営利活動法人NPO昭島バイクレスキュー隊	災害時における被害状況調査活動等に関すること。
・都立拝島高校 ・都立昭和高校 ・学校法人啓明学園 ・国営昭和記念公園 ・ハピネス昭和の森 ・ニューフジホーム ・フジホーム ・愛全園 ・もくせいの苑 ・社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 ・発達プラザホエール ・矯正研修所 ・東日本成人矯正医療センター ・東日本少年矯正医療・教育センター	災害時における避難所施設の提供、運営等に関すること。

・東京西法務少年支援センター ・TRC・野村不動産パートナーズ共同事業体 ・合人社・八千代グループ共同事業体	
・株式会社東横イン昭島駅南口	災害時における宿泊施設の提供等に関すること。
・トヨタモビリティ東京株式会社 ・S & D多摩ホールディングス株式会社及びトヨタS & D西東京株式会社	災害時における自動車等の貸与等に関すること。
・株式会社スパサンフジ	災害時における入浴施設を利用した入浴支援に関すること。
・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における支援協力に関すること。
・三井住友海上火災保険株式会社	水害等における損害調査結果に関すること。

第9節 協力機関の業務

機関の名称	業 務
昭島市自治会連合会	<p>1 災害時における出火の防止及び初期消火の協力に関すること。</p> <p>2 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。</p> <p>3 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営に関すること。</p> <p>4 被害状況の調査及び広報活動等応急対策の協力に関すること。</p> <p>5 自主防災活動の実施に関すること。</p>
昭島交通安全協会	<p>1 異常現象及び災害危険箇所等を発見した場合の、市その他関係機関への連絡に関すること。</p> <p>2 避難者の誘導及び安全対策に関すること。</p> <p>3 その他災害応急対策業務の協力に関すること。</p>
昭島防犯協会	<p>1 異常現象及び災害危険箇所等を発見した場合の、市その他関係機関への連絡に関すること。</p> <p>2 災害時における市民の防犯指導に関すること。</p> <p>3 その他災害応急対策業務の協力に関すること。</p>
東京みどり農業協同組合	<p>1 農作物の災害応急対策の指導に関すること。</p> <p>2 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。</p> <p>3 災害時における食糧及び物資の供給に関すること。</p>
昭島市赤十字奉仕団	<p>1 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運営の協力に関すること。</p> <p>2 その他災害応急対策業務の協力に関すること。</p>
昭島市商工会	災害時における応急対策の協力に関すること。

第4章 市の概況

第1節 自然的条件

1 面積及び位置

市は、東京都のほぼ中央部に位置し、都心から西に35kmの圏内にある。市の面積及び位置は次のとおりである。

市の地勢	面 積	17.34km ²
	広がり 東西	6.06km
	南北	3.88km
	海拔 最高	170.72m (拝島町六丁目(乙)60番地)
	最低	76.68m (郷地町三丁目3番地先(河川部分を除く。))
	市役所の位置 東経	139° 21' 24
隣接市	北緯	35° 42' 09
	東	立川市
	西	福生市
	南	八王子市・日野市
	北	立川市



2 地 形

昭和36年、市内大神町の八高線多摩川鉄橋下の河川敷から約200万年前のクジラの化石が発見された。このことにより日本がまだ大陸と地続きであったころ、市の区域は広大な海であったと考えられている。市の地形は、多摩川を底辺とする五角形の形状を示しており、北西部から南東部への緩やかな傾斜をなしている。この傾斜は、拝島駅南(松原町四丁目)から、拝島第三小学校南(緑町四丁目)、拝島中学校南(緑町二丁目)、日枝神社(上川原町二丁目)、光華小学校(昭和町四丁目)、中神小学校北(朝日町三丁目)及び広福寺(福島町二丁目)を結ぶ線により段丘を形作るほか、一方で拝島

第三小学校南（緑町四丁目）から宮沢町を通過し、熊野神社（中神町一丁目）に至る線をもって別個の段丘を形成している。そして、北から南への緩やかな斜面により多摩川に面している。市内では、段丘懸がい線に沿って、湧水帯が存在しており、龍津寺（拝島町五丁目）、拝島大師（拝島町一丁目）、阿弥陀寺（宮沢町二丁目）、諏訪神社（宮沢町二丁目）、熊野神社（中神町一丁目）などで水が湧出している。

市の位置する関東平野は、その地形を大別すると丘陵、台地、低地の三つに区分され、市はそのうちの、武藏野台地と呼ばれる洪積世に形成された台地の上に存在している。この武藏野台地は、洪積世後期の火山活動により噴出した関東ローム層と呼ばれる分厚い火山灰層より形成されており、その形成時期により、次のとおりいくつかの台地面に区分される。

地 形 形成時期	台 地 面
1万年前～	青柳台・拝島台・秋留台
2.6万年前～1万年前	立川台
15万年前～2.6万年前	武藏野台・豊島台・相模原台・目黒台・久ヶ原台
38万年前～15万年前	淀橋台・荏原台・田園調布台・日野台

このうち市は、立川市、府中市、調布市などとともに古富士山の噴火に起因する立川ローム層で形成される立川台に主として立地している。この立川台は、武藏野台と同じく低位段丘下位の段丘面を構成するもので、3～5mの立川れき層の上部に2m厚の立川ローム層が重なっている。この他に、市には、立川台よりも下位に二つの小段丘があり、その一つである青柳台は、拝島町の北面に発し、市域を東に延びて大神町、中神町、郷地町から立川市の南部を貫き国立市青柳を中心として、東に約4kmにわたり続いている。青柳台は、細長い河岸段丘で、市域内では、広い所で幅約750mに達し、立川台とは高さ6～2.5mの懸がいをもって境されている。海拔は、市域で93m以上、表面は青柳ローム層とよばれる薄いローム層でおおわれ、その下部に厚さ2～4mのれき層がある。

もう一つの段丘は、青柳台よりも一段と下位にある段丘で、拝島台と称され、拝島町の南部、多摩川左岸に沿って展開する小規模な局地的段丘である。

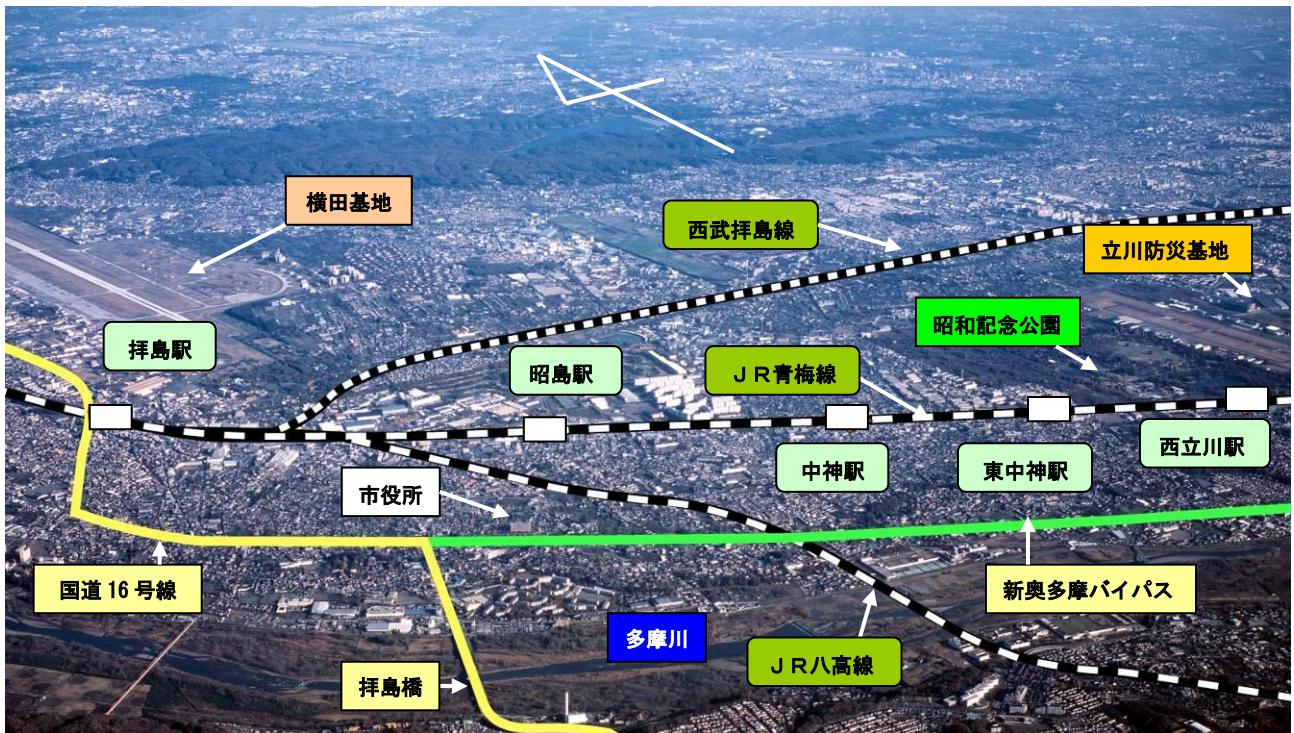
3 気象

市の気候は、温暖気候で夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は、年平均16℃前後で降雨量は梅雨期や秋雨期、台風時に多い。近年の状況は次のとおりである。

年	降水量 (mm)			気温 (℃)		
	年間	月最大	月最小	最高	最低	年平均
R3	1449.0	257.5(8月)	50.5(1月)	38.0	-4.4	15.7
R4	1434.5	315.5(9月)	15.0(1月)	38.8	-5.1	15.6
R5	1243.5	380.5(6月)	7.5(1月)	38.7	-6.0	16.8

4 市の概況

市街地は、青梅線南側、中神駅北側を中心に形成され、市の東側には本市と立川市にまたがる国営昭和記念公園が広がっている。多摩川は、市の西側に位置する福生市との境で、あきる野市を流れる秋川と合流し水量を増して本市を西から東に流れている。市の北西では、5市1町（昭島市、立川市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）にまたがる横田飛行場が接している。



第2節 社会的条件

人口や産業構造等の市の社会的地域特性は、次のとおりである。

1 人口

(1) 人口と世帯

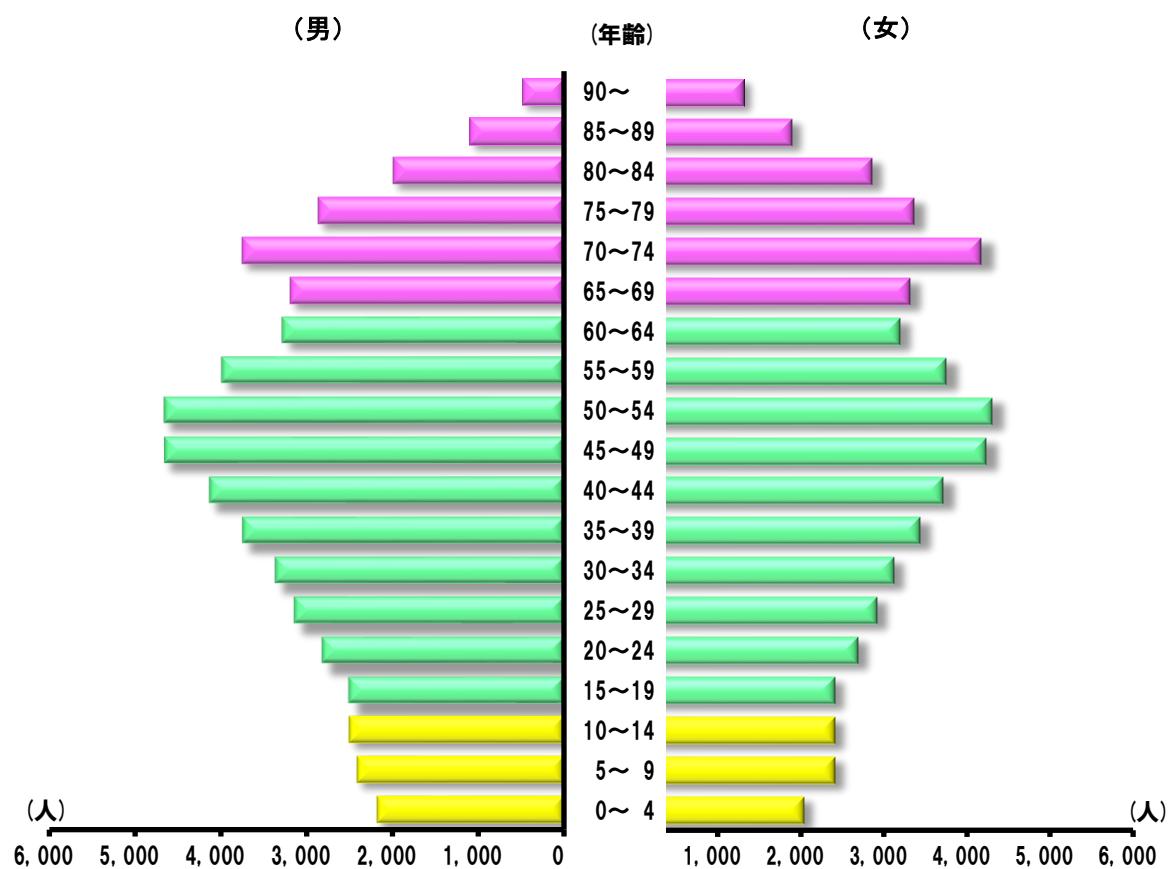
市の人口は、昭和63年に10万人を越え、その後は微増を繰り返し、令和7年1月1日現在で、115,632人となっている。

(各年1月1日現在)

年	世帯数 (世帯)	人口(人)			増減	人口密度 (人/km ²)	一世帯あたり人員
		男	女	総数			
R3	55,010	56,417	57,135	113,552	155	6,549	2.06
R4	55,690	56,574	57,255	113,829	277	6,565	2.04
R5	56,276	56,769	57,490	114,259	430	6,589	2.03
R6	56,875	56,910	57,606	114,516	257	6,604	2.01
R7	58,040	57,486	58,146	115,632	1,116	6,669	1.99

(2) 年齢別人口

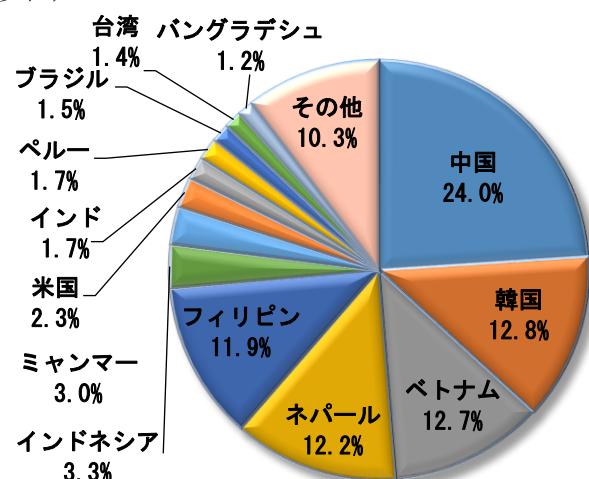
年齢別的人口は次のとおりである。(令和7年1月1日現在)



(3) 外国人の状況

外国人の人口は次のとおりである。(令和7年1月1日現在)

国名	人口(人)	国名	人口(人)
中国	852	米国	82
韓国	456	インド	61
ベトナム	453	ペルー	61
ネパール	433	ブラジル	52
フィリピン	423	台湾	48
インドネシア	119	バングラデシュ	42
ミャンマー	105	その他	368
		合計	3,555



2 産業構造

市内の事業所は、3,330か所で、産業構造別にみると第1次産業はほとんどなく、第2次産業が16.3%、第3次産業が83.5%となっている。最も多い第3次産業は、卸小売業や飲食店などのサービス業が多く、情報通信や金融・保険業などの高次機能産業は少ない。従業員数は、47,809人で第2次産業が27.1%、第3次産業が72.7%となっている。

【産業別事業所数及び従業員数】

(令和3年6月1日現在)

産業分類	総数	
	事業所(か所)	従業員(人)
農林漁業	5	51
鉱業	0	0
建設業	302	2,023
製造業	243	10,957
電気・ガス・熱供給・水道業	5	148
情報通信業	35	389
運輸業・郵便業	86	3,798
卸売業・小売業	758	9,369
金融業・保険業	47	568
不動産業・物品賃貸業	265	1,278
学術研究・専門・技術サービス業	139	1,793
宿泊業・飲食サービス業	435	3,777
生活関連サービス業・娯楽業	309	1,867
教育・学習支援業	145	997
医療・福祉	366	7,010
複合サービス事業	15	295
サービス業	175	3,489
合計	3,330	47,809

3 交 通

(1) 道路

市内を通る主要幹線道路は、市を南北に走る国道16号線と東西に走る奥多摩街道及び新奥多摩街道で、これらはそれぞれ国、都、市の災害時の緊急道路障害物除去路線となっている。

(2) 鉄道

鉄道は、東西にJR青梅線が走り、南北には市域西側の拝島駅を通るJR八高線が走っている。また、西武拝島線が拝島駅を始点として市域の北部を東西に走っている。市域には、東から「西立川駅」、「東中神駅」、「中神駅」、「昭島駅」、「拝島駅」の5つの駅があり、そのうちJR青梅線、JR五日市線、JR八高線、西武線が接続する拝島駅は、一日の乗降者数は約9万人である。

【駅別乗降者数の状況】(一日平均)

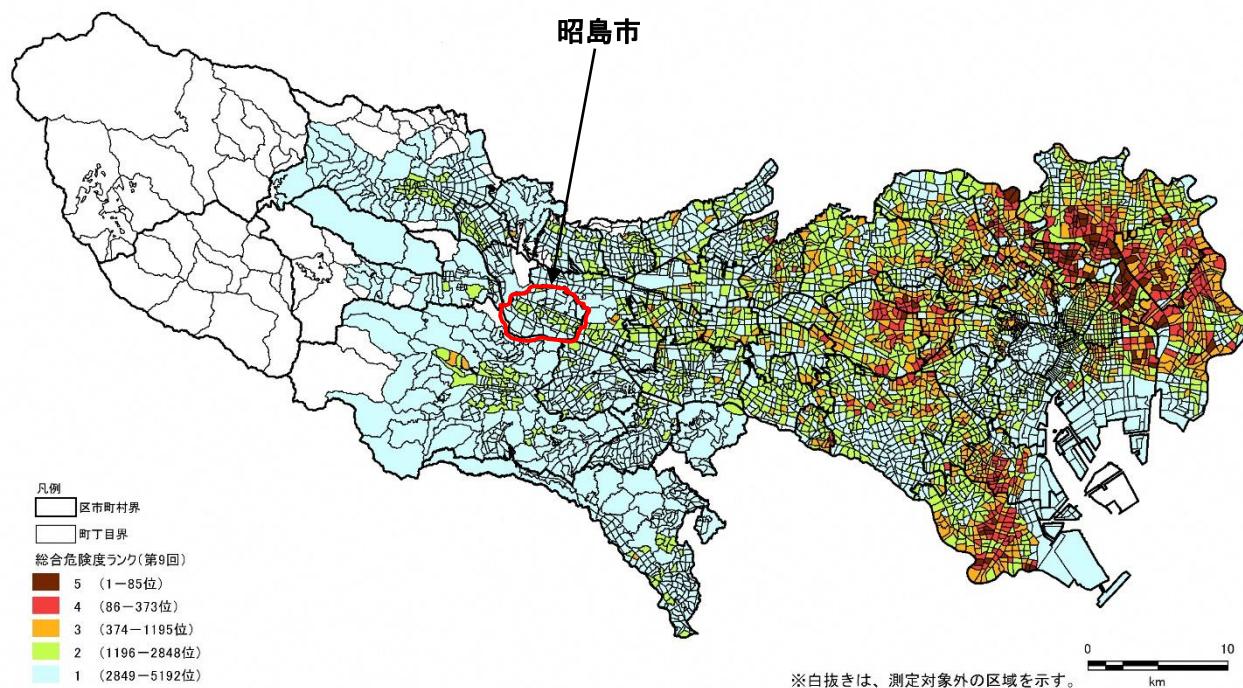
(単位:人)

区 分		R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
JR	西立川駅	13,322	9,464	10,196	11,858	12,630
	東中神駅	14,372	11,164	12,064	12,954	13,714
	中神駅	22,894	18,210	19,512	21,206	22,422
	昭島駅	52,032	39,142	40,504	43,414	45,270
	拝島駅	59,892	45,748	49,150	52,628	55,242
西武鉄道	拝島駅	36,317	27,526	29,774	32,065	33,114

第3節 地域の危険度

1 地域危険度

東京都（都市整備局）は、令和4年9月に「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」を公表した。地域危険度は、地震の揺れによる建物倒壊や火災などの危険性を示す指標であり、市は東京都全体からみると、地震に際して比較的ゆれにくく、建物倒壊や火災の危険度ランクが相対的に低い地域となっている。



（令和4年9月 東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」報告書から）

総合危険度ランク

2 土砂災害（特別）警戒区域

市内の土砂災害（特別）警戒区域（いずれも急傾斜地の崩壊）は、44か所点在している（資料34参照）。

第5章 地震の被害想定

第1節 東京都の被害想定

東京都防災会議は、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。平成24年4月の「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表してから約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行った。今後30年以内に70%の確率で発生すると想定されるマグニチュード7.3の「都心南部直下地震」、「多摩東部直下地震」、今後30年以内に0%から6%の確率で発生すると想定されるマグニチュード8クラスの「大正関東地震」、今後30年以内に0.5%から2%の確率で発生すると予想されるマグニチュード7.4の「立川断層帯地震」が公表されており、想定の概要を次頁以降に示す。

【参考】気象庁震度階級関連解説表（震度5弱以上）

震度階級	5弱	5強	6弱	6強	7
感・行動の人体	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	立っていることが困難になる。	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	
屋内の状況	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが閉かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	固定していない家具のほとんどが移動したり、倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の状況	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。道路上に被害が生じることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損・落下する建物がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造建物	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性の高い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 耐震性の高い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。
建造物 鉄筋コンクリート		耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性が高い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くの建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階の柱が変形し、まれに傾くものがある。

1 首都直下地震

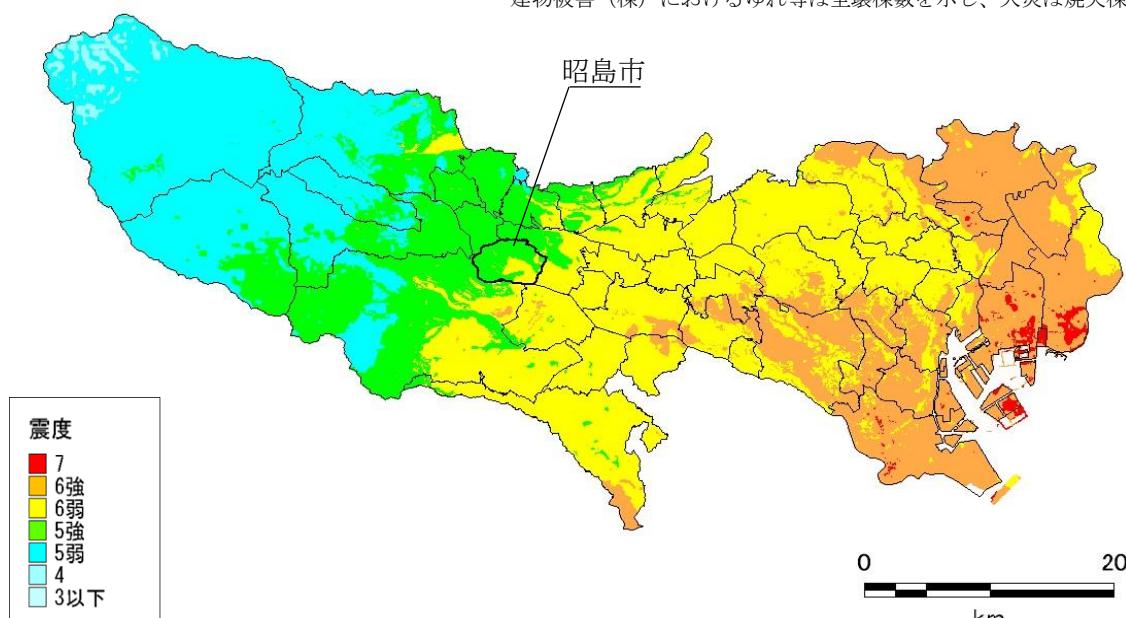
(1) 都心南部直下地震

区部の南部を震源域とするプレート内地震であり、発生確率が今後30年間以内で約70%と高く、区部での被害が大きいため、都全体として最も大きな被害となる想定である。

本市においては、大半の地域が震度5強以下であり、一部の地域で震度6弱が予想されている。

区分		内容				
前提条件		規模 M7.3 季節・時刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気象条件 風速8m/秒				
被害想定項目		東京都全体	区部	多摩地区	昭島市	
震度別面積率（%）	5強以下	41.7	0.0	64.1	70.7	
	6弱	34.9	38.2	33.3	29.3	
	6強	22.6	59.7	2.6	0.0	
	7	0.8	2.0	0.0	0.0	
人的被害	死者（人）	ゆれ等	3,666	3,434	232	
		火災	2,482	2,288	194	
		計	6,148	5,722	426	
	負傷者（人）	ゆれ等	83,488	75,413	8,075	
		火災	9,947	9,552	395	
		計	93,435	84,965	8,470	
		（内重傷者）	(13,829)	(12,865)	(963)	
					(※2)	
物的被害	建物被害（棟）	ゆれ等	82,199	77,031	5,168	
		火災	112,232	103,282	8,950	
		計	194,431	180,313	14,118	
避難者の発生（ピーク4日～1週間後）（人）		2,993,713	2,719,909	273,805	3,149	
帰宅困難者（人）		4,151,327	3,675,733	475,594	8,754	

各計において、小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。
建物被害（棟）におけるゆれ等は全壊棟数を示し、火災は焼失棟数を示す。



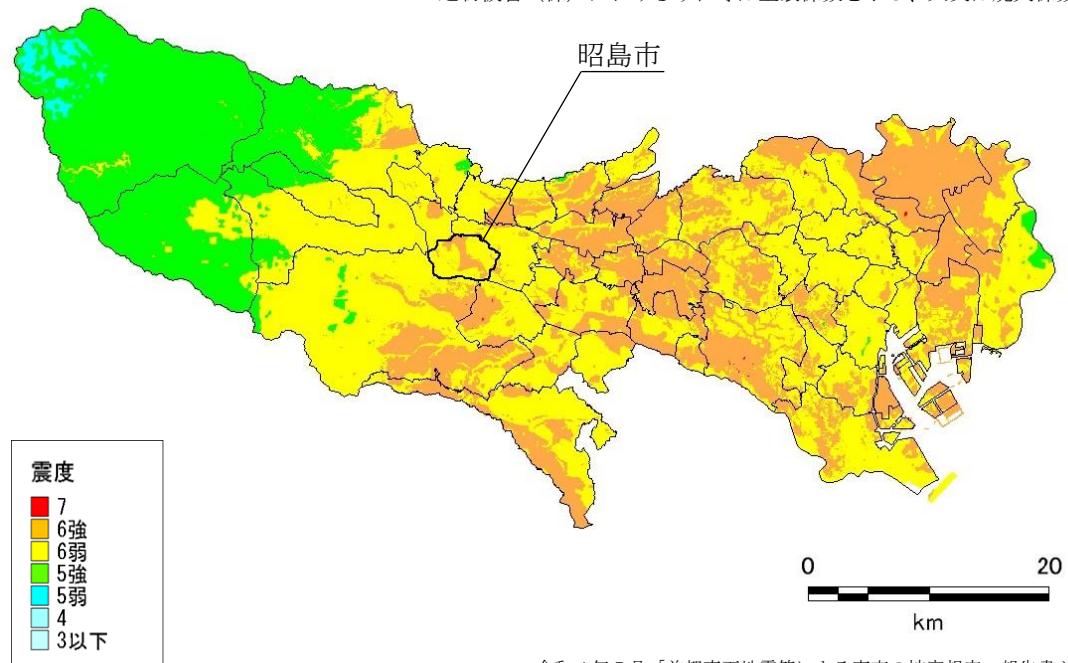
令和4年5月「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書から
都心南部直下地震M7.3 震度分布図

(2) 多摩東部直下地震

多摩地域の東部を震源域とするプレート内地震であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として予想されており、発生確率が今後30年以内で約70%と高い地震である。本市では、市域の約7割が震度6弱となり、震度6強が約3割を占めると予想されている。

区分		内 容				
前提条件		規 模 M7.3 季節・時刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気象条件 風速8m/秒				
被害想定項目		東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	
震 度	別 面 積 率 (%)	5強以下	22.9	0.7	34.7	
震度別面積率 (%)	6弱		48.2	55.7	44.2	
	6強		28.8	43.5	21.0	
	7		0.0	0.1	0.0	
		ゆれ等	3,068	2,408	660	
人的被害	死者（人）	火 灾	1,918	1,361	557	
		計	4,986	3,769	1,217	
		ゆれ等	74,340	56,560	※476	
	負傷者（人）	火 灾	7,269	5,547	※8	
		計	81,609	62,107	※484	
		(内重傷者)	(11,441)	(8,770)	(※41)	
物的被害	建物被害（棟）	ゆれ等	70,108	55,380	346	
		火 灾	91,408	64,643	443	
		計	161,516	120,023	789	
避難者の発生（ピーク：4日～1週間後）（人）		2,755,568	2,153,406	602,162	16,619	
帰宅困難者（人）		4,151,327	3,675,733	475,594	8,754	

各計において、小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。
建物被害（棟）におけるゆれ等は全壊棟数を示し、火災は焼失棟数を示す。



令和4年5月「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書から

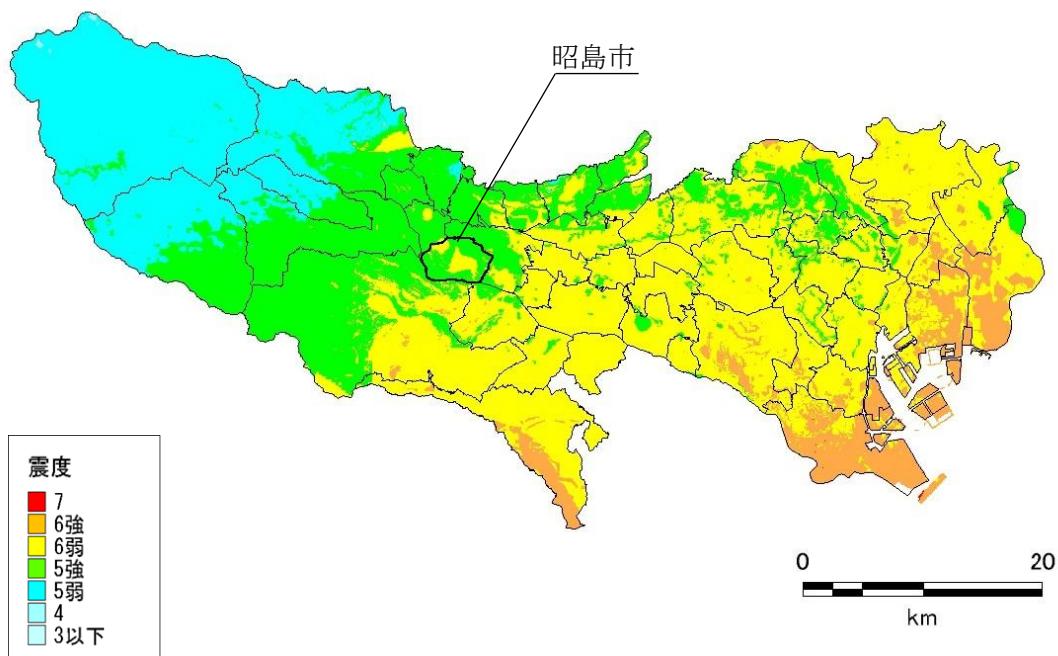
多摩東部直下地震M7.3 震度分布図

2 大正関東地震（海溝型地震）

発生間隔が180年から590年と推定され、今後30年以内での発生確率は0%～6%とされている。山間部を除き都内の多くで震度6弱以上のゆれがおこると予想されている。本市では、市域の約7割が震度5強以下となり、震度6弱が約3割を占めると予想されている。

区分		内容				
前提条件		規模 M8クラス 季節・時刻 冬の夕方（午後6時）※市の死者・負傷者は午前5時 気象条件 風速8m/秒				
被害想定項目		東京都全体	区部	多摩地区	昭島市	
震度別面積率（%）	5強以下	46.2	9.4	66.0	68.9	
	6弱	45.5	70.2	32.4	31.1	
	6強	8.3	20.3	1.6	0.0	
	7	0.0	0.0	0.0	0.0	
人的被害	死者（人）	ゆれ等	1,221	1,069	152	
		火災	556	400	155	
		計	1,777	1,469	307	
	負傷者（人）	ゆれ等	37,070	31,366	5,704	
		火災	1,676	1,371	305	
		計	38,746	32,737	6,009	
		（内重傷者）	(4,481)	(3,859)	(622)	
					(※3)	
物的被害	建物被害（棟）	ゆれ等	28,319	24,873	3,445	
		火災	26,643	19,319	7,325	
		計	54,962	44,192	10,770	
避難者の発生（ピーク：4日～1週間後）（人）		1,506,105	1,297,769	208,336	3,722	
帰宅困難者（人）		4,151,327	3,675,733	475,594	8,754	

各計において、小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。
建物被害（棟）におけるゆれ等は全壊棟数を示し、火災は焼失棟数を示す。



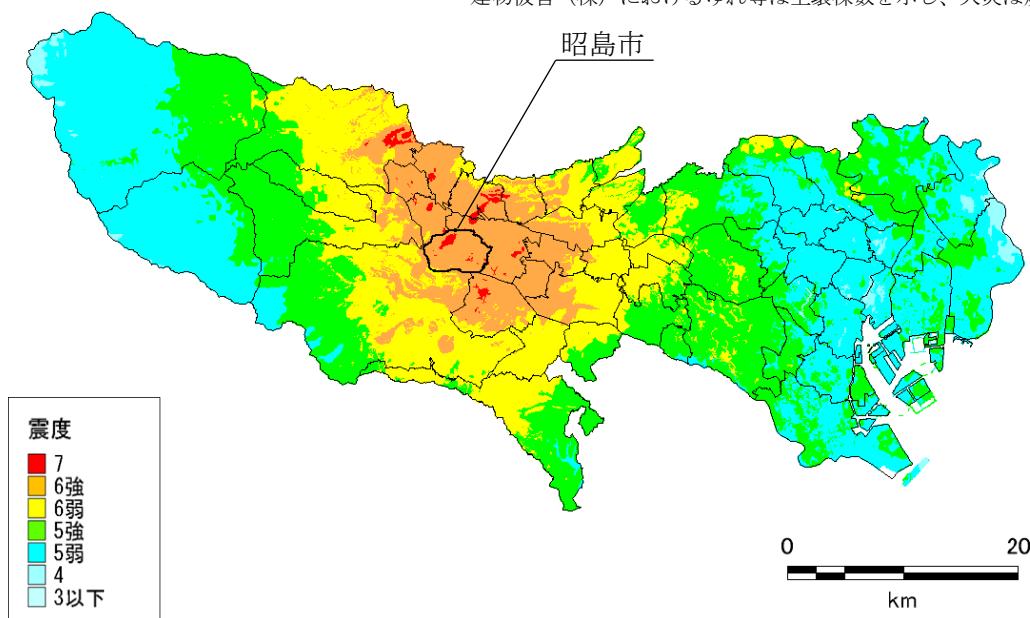
令和4年5月「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書から
大正関東地震M8クラス 震度分布図

3 立川断層帯地震（活断層地震）

立川断層帯については、平均活動間隔が10,000～15,000年程度であり、今後30年間の発生確率は0.5～2%と低いが、発生した場合に断層帯を中心に大きな被害を及ぼすおそれがある。本市においては、ほぼ全域が震度6強となり、市北西部においては、震度7が予想される最も大きな被害が想定される地震である。

区分		内 容				
前提条件		規 模 M7.4 季節・時刻 冬の夕方（午後6時） 気象条件 風速8m/秒				
被害想定項目		東京都全体	区 部	多摩地区	昭島市	
震 度 別 面 積 率 (%)	5強以下	65.7	96.4	49.2	0.0	
	6弱	22.0	3.6	31.9	1.4	
	6強	11.8	0.0	18.1	90.9	
	7	0.5	0.0	0.8	7.7	
人 的 被 害	死者（人）	ゆれ等	715	3	712	
		火 災	775	70	705	
		計	1,490	73	1,417	
	負傷者（人）	ゆれ等	16,673	595	16,078	
		火 災	2,556	196	2,360	
		計	19,229	791	18,438	
		(内重傷者)	(2,898)	(64)	(2,834)	
					(265)	
物 的 被 害	建物被害（棟）	ゆれ等	16,066	128	15,938	
		火 災	35,862	3,623	32,239	
		計	51,928	3,751	48,177	
避難者の発生（ピーク：4日～1週間後）（人）		590,149	120,781	469,367	37,433	
帰宅困難者（人）		4,151,327	3,675,733	475,594	8,754	

各計において、小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。
建物被害（棟）におけるゆれ等は全壊棟数を示し、火災は焼失棟数を示す。



令和4年5月「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書から

立川断層帯地震M7.4 震度分布図

第2節 本計画で基本とする想定地震

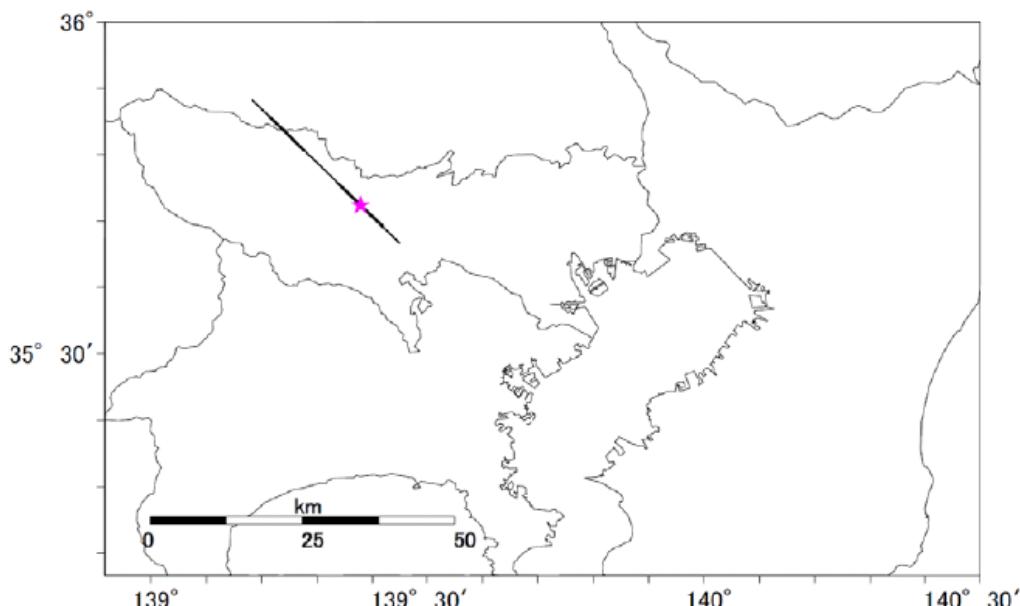
令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の想定地震の中で、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる地震は、前節で記したとおり立川断層帯を震源とするマグニチュード7.4の地震である。今後30年以内の発生確率は、0.5～2%と低いとされているが、発生した場合、本市に大きな影響を与えることから、市民の安全、安心を守るため、本計画における想定地震を立川断層帯地震とする。

なお、この被害想定は、被害を定量的に求めるための推定式が少数のデータに依拠したものや定量評価が困難な項目などがあり、実際に発生する地震被害が想定どおりになるとは限らず変動する可能性があるとされている。この想定を踏まえ、いつ、どのような条件下で発生するか分からず大規模地震に備え、被害を最小限に抑えるために一人ひとりの市民や事業所を含めた、社会全体での取り組みが不可欠であることに留意しなければならない。

以下本節では、立川断層帯地震の被害想定の詳細について示す。

1 立川断層帯で発生する地震の震源モデル

立川断層帯地震（M7.4）の震源モデルについては、地震調査研究推進本部地震調査委員会（2009）で設定された震源モデルが採用されている。震源モデルの位置図を下表に示す。



立川断層帯地震の震源断層モデルの位置（星印は破壊開始点を示す。）

2 被害想定内容

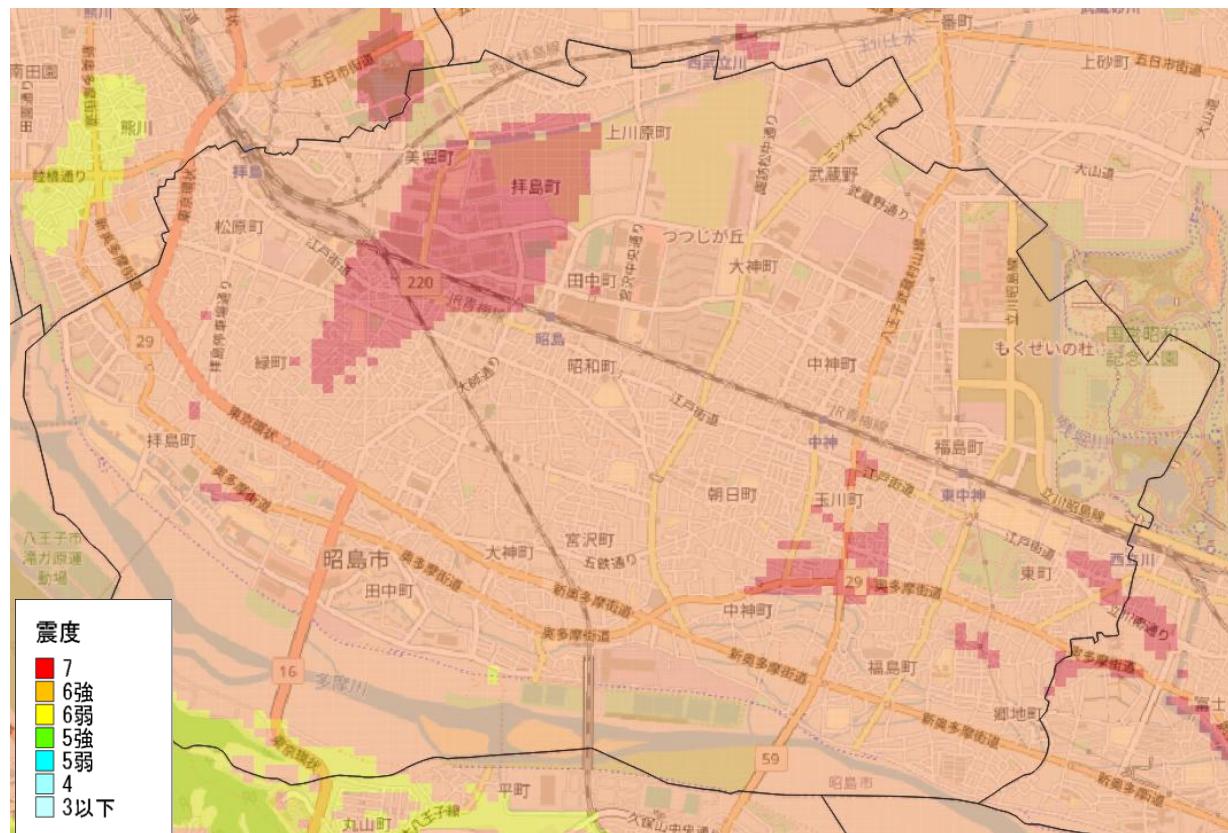
区分		内容				
前提条件	規季節・時刻	M7.4 冬の夕方(午後6時)※自力脱出困難者は午前5時 風速8m/秒				
	気象条件	区分	東京都全体	区部	多摩地区	
		夜間人口(人)	14,023,133	9,733,276	4,289,857	
		昼間人口(人)	15,893,146	12,033,592	3,859,554	
		面積(km ²)	1,783	623	1,160	
	建物棟数(棟)	木造	1,972,044	1,161,714	810,329	
被害想定項目		非木造	832,538	602,225	230,314	
		東京都全体	区部	多摩地区	昭島市	
震度別面積率(%)	5強以下		65.7	96.4	49.2	
	6弱		22.0	3.6	31.9	
	6強		11.8	0.0	18.1	
	7		0.5	0.0	0.8	
人的被害	死者数(人)	ゆれ・建物被害	593	3	590	
		屋内収容物	54	0	54	
		急傾斜地崩壊	22	0	22	
		火災	775	70	705	
		ブロック塀等	47	0	47	
		屋外落下物	0	0	0	
		計	1,490	73	1,417	
	負傷者数(人)	ゆれ・建物被害	13,559 (1,300)	369 (9)	13,190 (1,291)	
		屋内収容物	1,465 (239)	226 (0)	1,239 (239)	
		急傾斜地崩壊	27 (14)	0 (0)	27 (14)	
		火災	2,556 (714)	196 (55)	2,360 (659)	
		ブロック塀等	1,617 (631)	0 (0)	1,617 (631)	
		屋外落下物	4 (0)	0 (0)	4 (0)	
		計	19,229 (2,898)	791 (64)	18,438 (2,834)	
物的被害	原因別建物全壊棟数(棟)	ゆれ	15,643	87	15,556	
		液状化	90	41	50	
		急傾斜地崩壊	332	0	332	
		計	16,066	128	15,938	
	地震火災	出火件数	226	41	185	
		焼失棟数(棟)	36,941	3,627	33,314	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数(台)			5,309	3,056	2,253	
要配慮者死者数(人)			924	55	869	
自力脱出困難者数(人)			5,829	34	5,794	
災害廃棄物(万t)			636	33	603	

各計において、小数点以下の四捨五入により、合計値が合わないことがある。

3 震度分布等

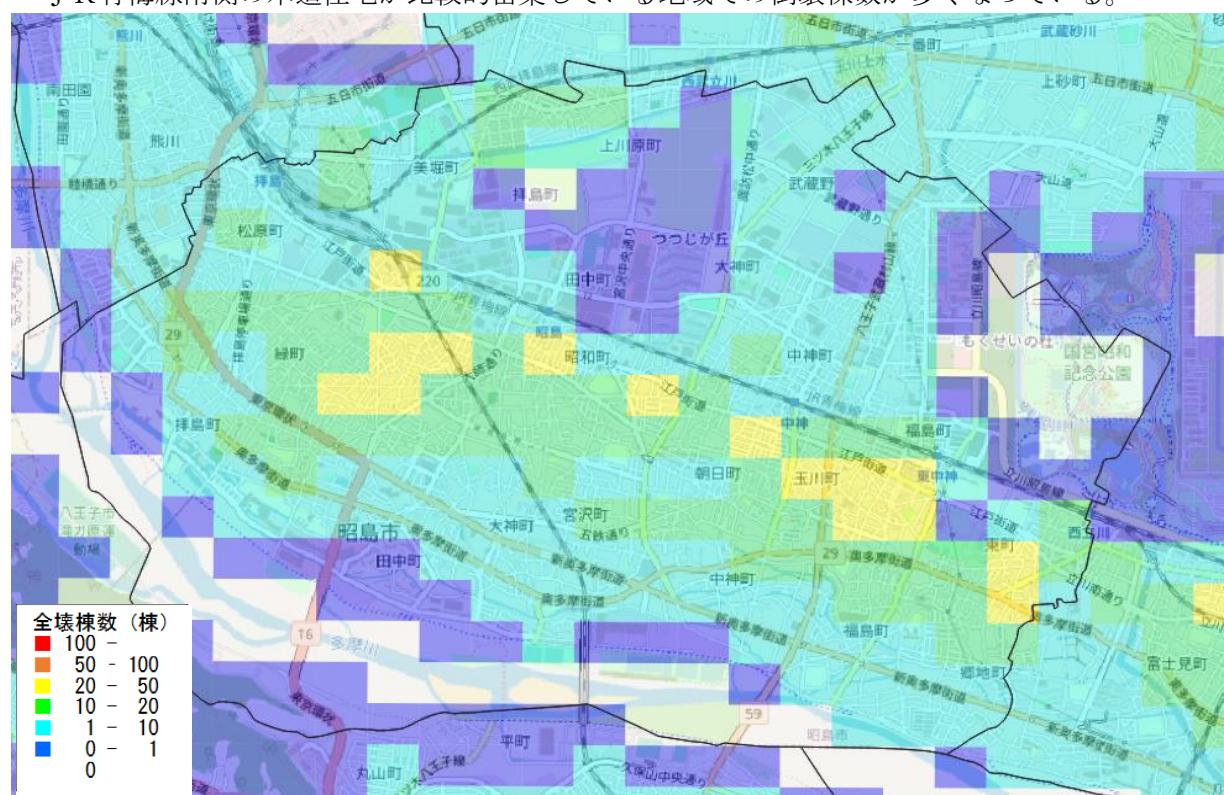
(1) 震度分布

市内の約9割が震度6強、約1割が震度7となる地域の発生が予想されている。



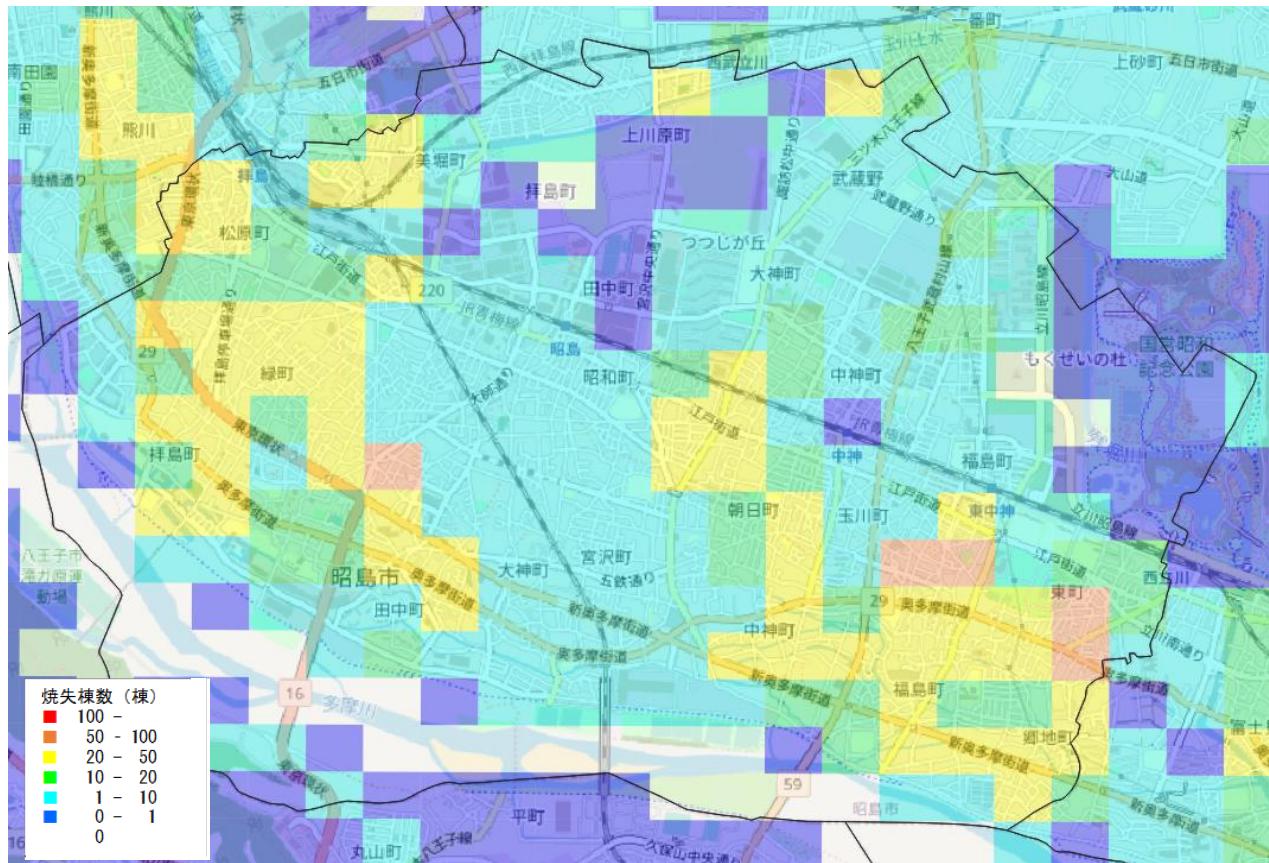
(2) 倒壊建物（全壊）分布図

J R 青梅線南側の木造住宅が比較的密集している地域での倒壊棟数が多くなっている。



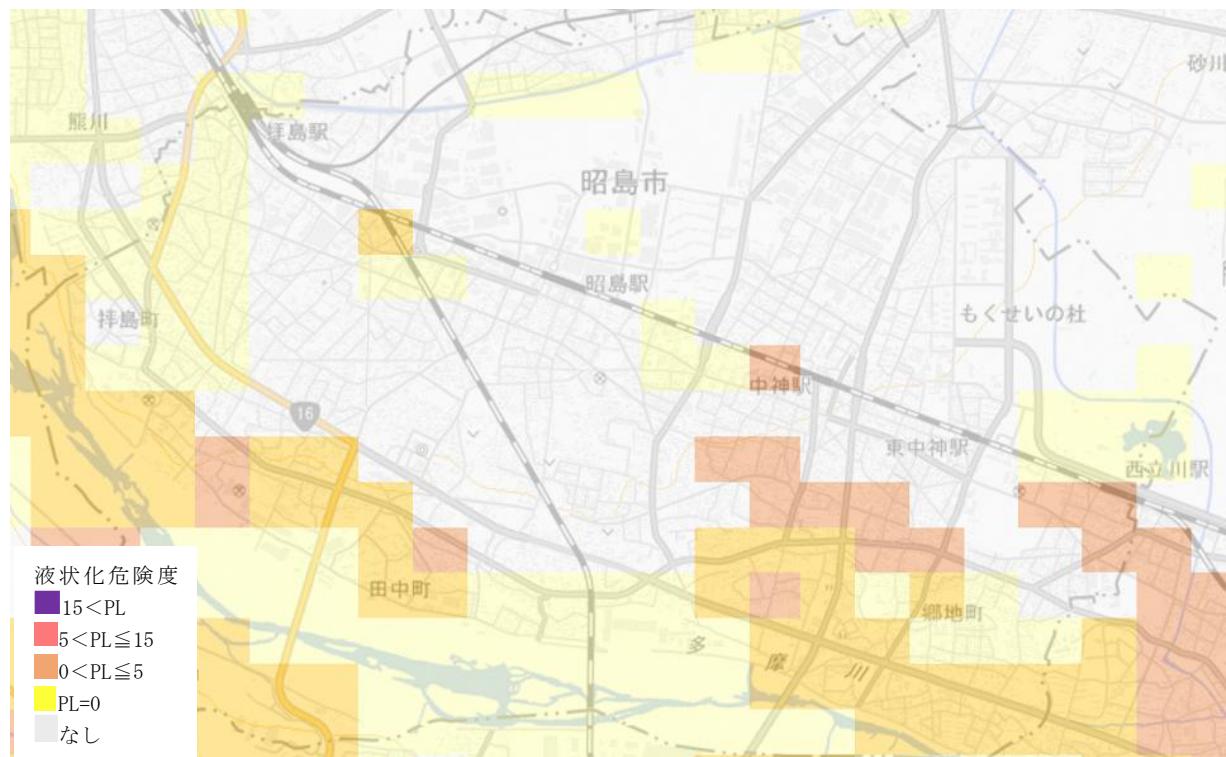
(3) 火災による焼失棟数分布図

倒壊建物分布と同様に JR 青梅線南側の木造住宅が比較的密集している地域での焼失が多くなっている。



(4) 液状化危険度分布図

市内では、液状化危険度が極めて低い地域が大半を占めているが、南東部及び南西部の一部にやや高い地域があり、多摩川流域と玉川上水流域等は低い地域が分布している。



4 交通施設被害

阪神・淡路大震災以降、耐震対策が進められており、新潟中越沖地震や東日本大震災など規模の大きな過去の災害においても、甚大な被害は発生していない。

阪神・淡路大震災の被害実態に基づいた被害率を用いて算出している。

(1) 幹線道路被害

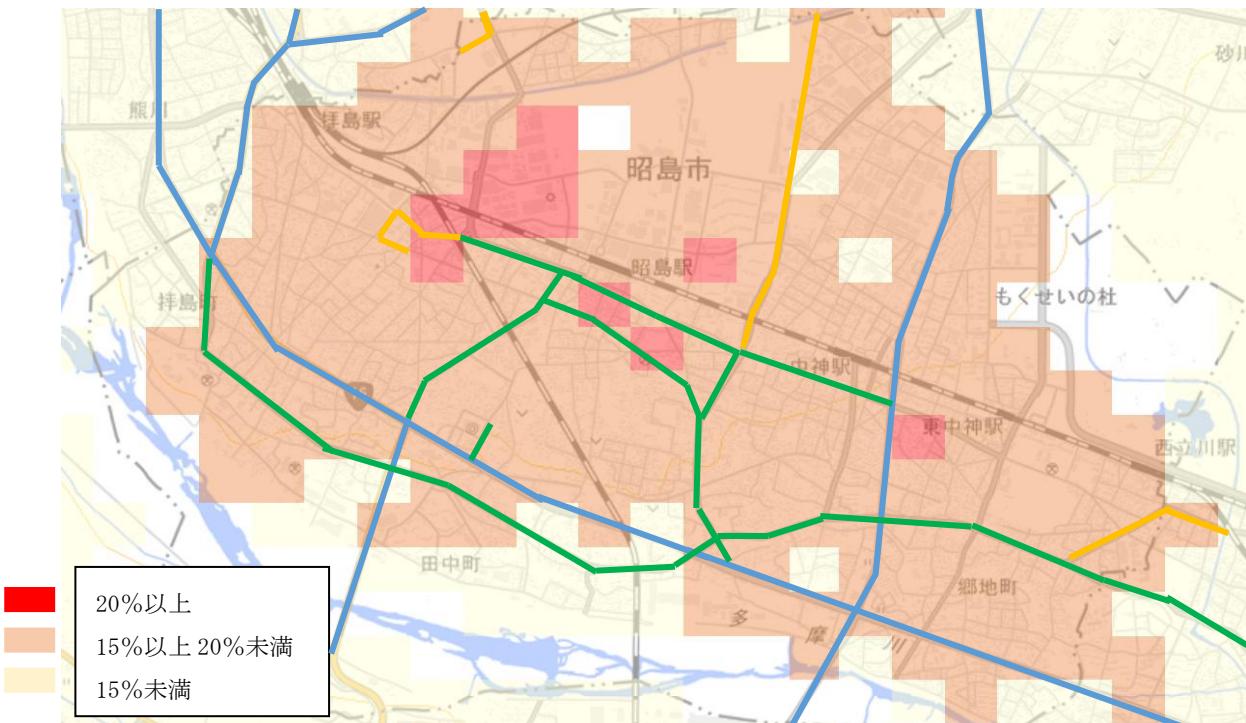
	高速道路 (被害率) (%)		一般道路 (被害率) (%)					
			一般国道		都道		区市町村道	
	大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害	大被害	中小被害
区部計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
多摩計	0.0	3.8	0.0	5.1	0.1	0.7	0.0	0.3
都 計	0.0	0.8	0.0	2.1	0.0	0.4	0.0	0.2

(2) 細街路における閉塞の発生

細街路の閉塞とは、道路の幅員が13m未満の狭い道路において、ゆれや液状化現象によって道路周辺の家屋等が倒壊することにより、通行可能な道路幅員が3m以下になった状態を言う。

立川断層帯地震では、市部北西部を中心に細街路の閉塞が想定されている。

	閉塞率 (%)			
	15%未満	15%～20%未満	20%以上	計
区部計	100	0.0	0.0	100.0
多摩計	75.3	23.5	1.2	100.0
都 計	86.8	12.5	0.6	100.0
市	18.7	76.7	4.6	100.0



- 第1次路線：応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線
- 第2次路線：一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線
- 第3次路線：その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線

5 ライフラインの被害状況

ライフラインの被害は、立川断層帯地震によるゆれが、断層帯に近い区域に集中するため、多摩地域に集中している。本市は断層帯に近接しているため、多摩地域の中でもより大きな被害が発生すると想定されている。電力、通信、ガス、上・下水道の被害想定は次のとおりである。

【都全体のライフライン被害総括】

(単位：%)

区分	電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)
区部	0.2	0.1	0.0	0.3	1.0
多摩	6.4	3.3	12.7	14.5	3.2
都全体	2.2	0.9	2.8	4.7	2.0

【市のライフライン被害総括】

(単位：%)

電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (管きよ被害率)
21.9	10.6	0.0	47.4	5.1

6 避難者

被害想定における避難者は、避難所へ避難する者（避難所避難者数）及び避難所外避難者を指す。その人口を、建物被害による避難者数、ライフライン被害による避難者数、エレベーター停止による避難者数をそれぞれ算出して想定している。

また、時系列（1日後、4日～1週間後、1か月後）を考慮した想定としており、本市においては、4日～1週間後が最も避難者が多くなる想定となっている。

【都内避難者】

(単位：人)

区分	避難者	内訳	
		避難所避難者	避難所外避難者数
区部	120,781	80,521	40,260
多摩	469,367	312,912	156,456
都全体	590,149	393,433	196,716

※小数点以下の四捨五入で合計値が合わないことがある。

【市の避難者】

(単位：人)

避難者	内訳	
	避難所避難者	避難所外避難者数
37,433	24,956	12,478

※小数点以下の四捨五入で合計値が合わないことがある。

7 帰宅困難者

震度5強の場合には、鉄道等ほとんどの交通機関が停止する。このため、都全体で外出者（都内滞留者）約1,583万人のうち、約415万人（約26%）の帰宅困難者が発生すると想定される。

発災直後の主要なターミナル駅周辺では約3～40万人の滞留者で混乱する。最終的に帰宅できずに駅に集積すると考えられる人数は、東京駅で約2万8千人、新宿駅で約3万7千人、渋谷駅で約1万7千人、立川駅で1万1千人と想定されている。

【都内滞留者数】

(単位：人)

区分	都内滞留者	内訳			
		帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別	
				10～20km	20km～
区部	12,118,394	8,442,661	3,675,733	1,020,296	2,655,437
多摩	3,718,561	3,242,967	475,594	160,542	315,052
都全体	15,836,955	11,685,628	4,151,327	1,180,838	2,970,489

【市内滞留者数】

(単位：人)

屋内			屋外			待機人口				滞留場所不明人口	滞留者合計
学校	業務	小計	私用	不明	小計	自宅	移動無し	移動開始前	小計		
13,168	35,377	48,545	8,502	332	8,834	7,001	9,656	26,661	43,318	2,831	103,528

【市内帰宅困難者数】

(単位：人)

市内滞留者	内訳			
	帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別※	
			10～20km	20km～
103,528	94,774	8,754	2,959	5,795

※ 距離帯別内訳については、多摩地区における比率から算定

第3節 被害想定から見る市の課題

1 昭島市被害想定（立川断層帯地震）の比較（令和4年・平成24年）

被害項目	令和4年の想定被害	平成24年の想定被害	増減
ゆれ・建物の被害	死者	最大100人	最大157人
	傷者	最大1,312人	最大1,887人
火災	死者	最大66人	最大43人
	傷者	最大252人	最大160人
屋内収容物	死者	最大4人	最大4人
	傷者	最大77人	最大83人
建物全壊棟数（ゆれ）	1,668棟	2,598棟	▲930
火災件数	15件	14件	1
焼失棟数（倒壊建物含む）	3,021棟	2,190棟	831
避難者数	最大37,433人	最大45,900人	▲8,467
避難所避難者数	最大24,956人	最大29,835人	▲4,879
電力停電率	21.9%	26.3%	▲4.4
通信不通率	10.6%	8.8%	1.8
上水道断水率	47.4%	72.7%	▲25.3
下水道管きよ率	5.1%	22.2%	▲17.1
ガス供給停止率	0.0%	0.0%	0

- (1) 火災による死傷者、出火件数及び焼失棟数は増加している。
- (2) ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数は減少している。
- (3) 避難者数及び避難所避難者数は減少している。
- (4) ライフラインの被害等については、通信不通率を除き、減少している。

2 増減要因

(1) 火災による死傷者、火災件数及び焼失棟数の増加	
要因	1 死傷者数は、焼失棟数の増加に伴って増加した。 2 震度7のエリアが広がったことから、出火件数及び焼失棟数が増加した。 3 市街地が密集化、巨大化している。 ※建物棟数は10年間で約1,500棟（うち木造建物約900棟）増加している。
(2) ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数の減少	
要因	耐震化率が向上している。 一般住宅の耐震化率 平成24年（67.3%）⇒令和4年（76.3%）
(3) 避難者数及び避難所避難者数の減少	
要因	断水率の低下によりライフライン被害による避難者が減少した。
(4) ライフラインの被害の減少	
要因	ライフラインの耐震化率が向上している。

3 課題

- (1) 住宅の不燃化、出火防止対策及び初期消火能力の向上等を図り、火災による死傷者及び焼失棟数を減少させる必要がある。
- (2) 住宅等の耐震化を推進し、死傷者及び倒壊棟数を減少させる必要がある。

(3) ライフラインの耐震化により被害の軽減を図り、早期に復旧させる必要がある。

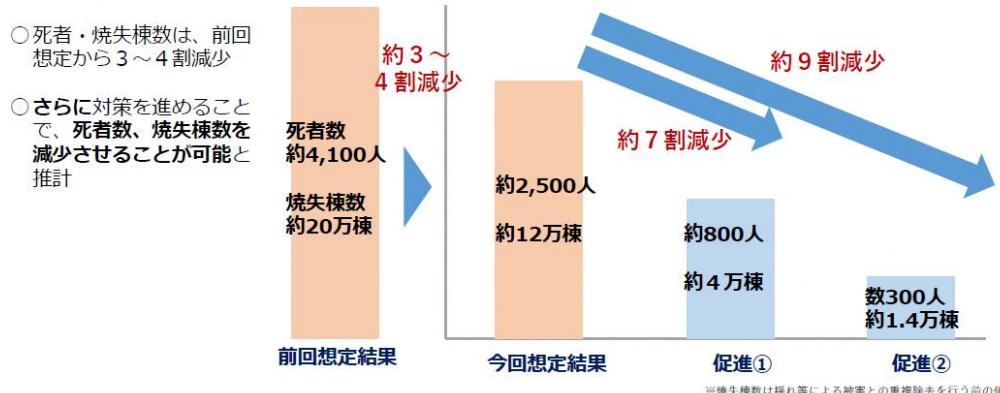
4 被害軽減効果の推計

東京都は、被害想定について、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害軽減効果を推計した。

(1) 出火抑制対策による火災被害の軽減効果

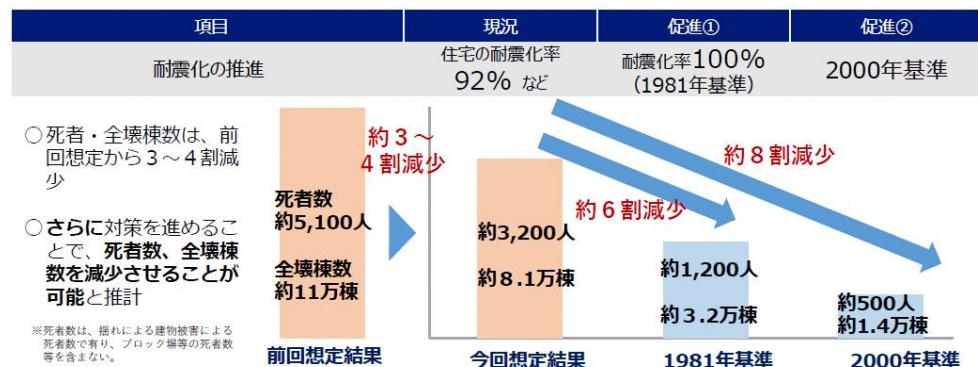
⇒ 今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少

項目	現況	促進①	促進②
(1) 電気を要因とする出火の低減	8.3%	25%	50%
(2) 初期消火率の向上	36.6%	60%	90%



(2) 耐震化率の向上による、ゆれによる建物被害や人的被害の軽減効果

⇒ 今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少

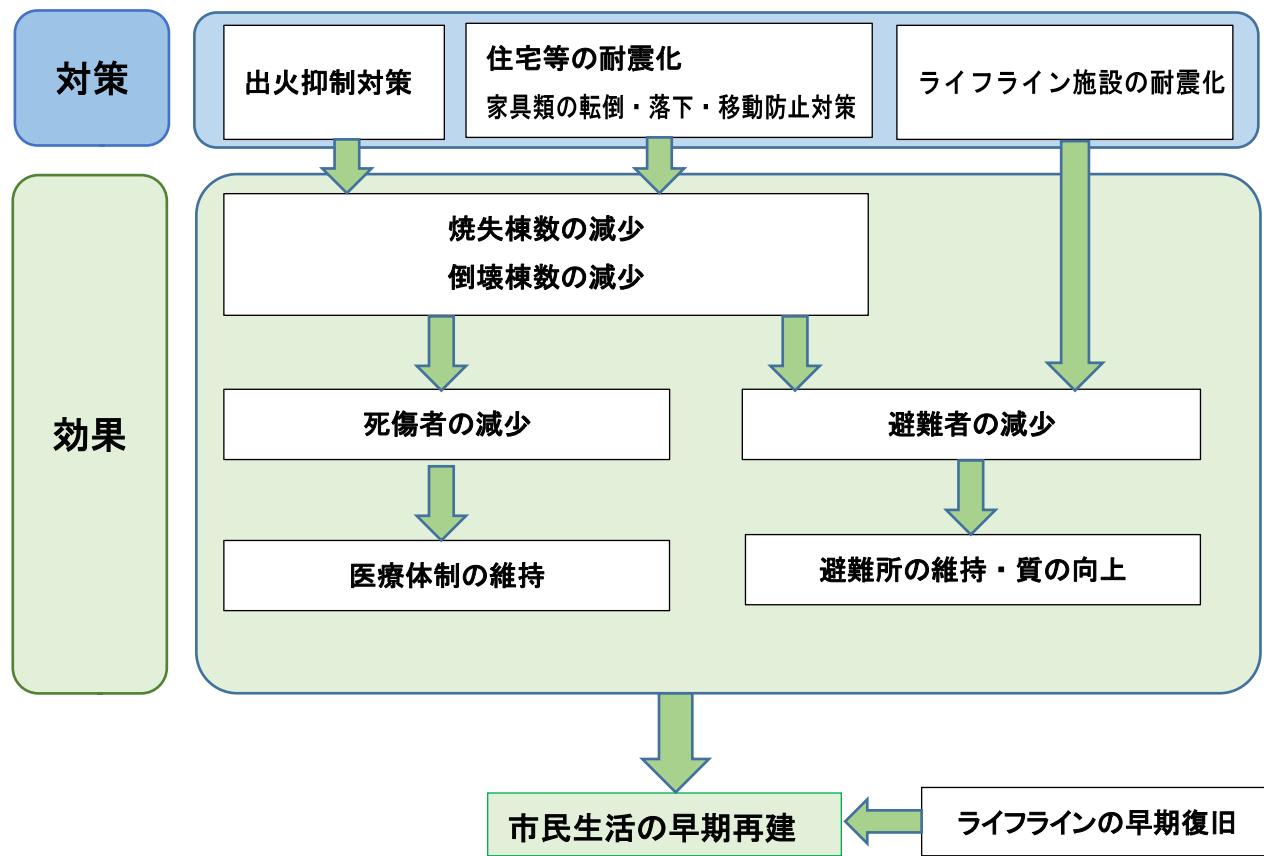


(3) 家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率の向上による人的被害の軽減効果

⇒ 今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少



5 被害を軽減するための対策と効果



第6章 減災目標

市は、次のとおり減災目標を定め、都及び市民、事業者と協力して、対策を推進していく。
なお、この減災目標は、令和12年度の達成を目指す。

第1節 減災目標

減災目標1 火災による死傷者及び焼失棟数を半減する。

- 火災による死者66人を33人に減少させる。
- 火災による傷者252人を126人に減少させる。
- 焼失棟数3,021棟を1,510棟に減少させる。

(※立川断層帯地震M7.4・冬・夕方・風速8m/sにおける想定被害数値)

減災目標2 ゆれ・建物被害による死傷者及び倒壊棟数を半減する。

- ゆれ・建物被害による死者100人を50人に減少させる。
- ゆれ・建物被害による傷者1,312人を656人に減少させる。
- 倒壊棟数1,669棟を835棟に減少させる。

(※立川断層帯地震M7.4・冬・早朝・風速8m/sにおける想定被害数値) (倒壊棟数は建物全壊棟数とする。)

減災目標3 ライフラインの被害を最小限に抑え早期に復旧させる。

- ライフラインの耐震化を推進する。
- 関係機関と連携しライフラインの早期回復を目指す。

第2節 視点と指標

減災目標の達成のため、以下4つの視点からそれぞれ指標を示すものとする。

【指標一覧】

◆ 視点1 「災害に強いひとづくり」

自助の備えを講じている市民の割合 (100%)
防災ガイドブックなどを活用し、市民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進する。
出火防止対策実施率 (感震ブレーカー設置率25%)
(1) 木造住宅密集地域などに、感震ブレーカーの設置に対する普及啓発の促進等を行う。 (2) 住宅用火災警報器の設置、維持管理に対する普及啓発の促進を行う。
初期消火対策実施率 (消火器保有率60%)
(1) 木造住宅密集地域を中心に、住宅用消火器の設置を促進する。 (2) 防災訓練の実施及び参加促進を図る。(消火器、スタンドパイプの取り扱い要領の熟知) (3) 木造住宅密集地域を中心に街頭消火器の増設、スタンドパイプの配置を行う。
家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率 (75%)
各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進する。
防災リーダーの育成 (防災士取得)
自主防災組織等に対し防災士の資格取得を奨励し、防災リーダーとしての育成を図る。
消防団の定員充足の継続及び装備の充実強化
消防団の定員充足を継続させるために、あらゆるツールを活用し、消防団の存在と活動を周知するなど入団に向けた取組を推進する。併せて装備の充実を図り災害対応を強化する。

◆ 視点2 「災害に強いまちづくり」

住宅の耐震化率 (令和7年度までにおおむね解消)
住宅の耐震化率を77.1%から「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消」とする。
住宅・建築物の不燃化
(1) 都市計画に基づく住宅・建築物の不燃化を促進する。 (2) オープンスペースの整備及び確保を図る。 ア 都市計画公園等の整備や農地の保全による避難空間の確保 イ 既存公園、避難場所等の周辺の緑の確保による避難場所の機能強化と地区レベルの防災活動拠点機能の整備 (3) 防災性の高い道路網を形成する。 避難道路、緊急物資輸送ルート及び延焼遮断帯として機能するよう、都市計画道路及び主要幹線道路の整備・拡幅の推進
上下水道の耐震化
ア 上水道施設の耐震化 耐震継手への布設替えを推進し、耐震管率を令和9年度までに42.6%とする。 イ 下水道施設の耐震化 下水道管の耐震化を推進する。特に、避難所や防災拠点の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を優先し、令和8年度までに重要な幹線等の耐震化率を82.6%とする。
消防水利充足率 (100%)
防火水槽の整備及び事業者と連携した消防水利を確保する。

◆ 視点3 「市民の安全を守る体制づくり」

市業務継続計画 (BCP) の改定
令和7年度までに改定する。
受援応援体制の充実強化
市災害受援応援計画を策定する。(令和7年度までに作成)

避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者個別避難計画を作成する。(令和8年度までに作成)

地域コミュニティ活動の推進

地域コミュニティ活動連携推進計画に基づき地域防災力を向上させる。

防災拠点としての機能を有する施設の活用

イーストテラスを活用した防災訓練やイベントなどを実施する。

一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業所の割合 (70%)

都内滞留者の大半を占める事業所従業員に対し、効果的な普及啓発を実施する。

◆ 視点4 「市民の生活安定と早期再建の仕組みづくり」**避難所環境の向上**

避難所運営の向上や必要な物資の確保体制等を通じて避難所環境の不斷の見直しを図る。

災害時避難施設等の充実

災害時における避難所施設の充実を図るために民間団体等との協定締結を図る。

第7章 複合災害への対応

第1節 基本的考え方

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、被災地では、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

また、新たな被害想定においては、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により堤防が損傷した箇所から浸水被害が拡大 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、災害廃棄物の撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

このような同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

1 留意事項

- (1) 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- (2) 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の推進
- (3) 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- (4) 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- (5) 夏季発災時における熱中症対策

2 大規模自然災害＋大規模自然災害

- (1) 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- (2) 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- (3) 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等

3 感染拡大＋大規模自然災害

- (1) 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- (2) 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等

第8章 地震等に関する調査研究

災害対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、防災関係機関においては、現代の科学と技術を活用した各種の調査研究を実施している。令和4年5月、都は住宅の耐震化、不燃化対策などの取組の進展や高齢化及び単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、本市において最も影響が大きい立川断層帯地震を含む「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

また、水防に関しては京浜河川事務所が平成28年5月に多摩川の浸水想定区域図を公表し水害に備えている。

本市においては、これらの研究成果や各種データを踏まえて、防災対策の充実に努める。

第1節 被害想定、地域危険度測定調査

1 国の調査研究

国の中防災会議は、平成4年にマグニチュード7クラスの直下地震を想定した「南関東直下の地震対策に関する大綱」を策定し、南関東地域の地震対策を推進してきた。

平成15年には中央防災会議に「首都直下地震対策専門調査会」が設置され、首都直下で発生するマグニチュード7クラスの地震を想定し、経済・社会・行政等の中枢機能が集積する首都東京の特性を踏まえた調査検討が行われ、平成17年に公表された。

また、平成24年8月、東海から九州沖を震源域とする「南海トラフ巨大地震」について、中央防災会議の作業部会と内閣府の検討会が死傷者や浸水域など被害想定を発表した。

2 都の調査研究

(1) 被害想定

東京都防災会議は、昭和53年に区部、昭和60年に多摩地域、平成3年に東京都全域を対象として、海溝型巨大地震である関東大地震の再来を前提とした地震被害想定調査研究を実施し、公表した。

さらに、中央防災会議が、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」を決定したことを受け、直下地震の被害想定として平成9年8月に「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。

平成18年5月には、都市構造の変化や中央防災会議の被害想定を踏まえて、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表した。

平成24年4月には、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

その後、平成24年8月に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」が公表されたが、これは国全体を考慮した広範囲の想定であり、詳細な被害状況が示されていない。

そのため、都としても南海トラフに関する独自の被害想定を行うこととし、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。

前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

(2) 地域危険度測定調査

東京都震災対策条例第12条第1項及び同条例施行規則（平成13年東京都規則第52号）第5条に基づき、次の目的で概ね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査及び研究し、その結果を同条例第12条第3項により公表している。

- ① 地震に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- ② 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

この調査は、市街化区域を対象とし、地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。調査は市街化区域を対象として行われ、多摩地域における調査は下表のとおりである。

測定調査の経過

区分	調査期間	公表時期
第1回	昭和52～53年度	昭和55年7月
第2回	昭和59～60年度	昭和62年5月
第3回	平成元～3年度	平成5年1月
第4回	平成6～9年度	平成10年3月
第5回	平成11～14年度	平成14年12月
第6回	平成16～19年度	平成20年2月
第7回	平成21～24年度	平成25年9月
第8回	平成26～29年度	平成30年2月
第9回	平成29～令和4年度	令和4年9月

第2節 震災対策調査研究

震災対策は、行政のあらゆる分野の施策が総合化されることにより進展する。震災対策を効果的に推進するためには、行政の各分野において、地震被害を科学的に分析、解明し、対策に反映していくことが必要である。都では各局、警視庁、東京消防庁等において、災害予防や災害応急対策のための調査研究を行ってきているところであるが、引き続き地震被害の軽減・防止に関する調査・研究を積極的に行い、震災対策の一層の充実・推進に努めている。

1 火災等に関する調査研究

東京消防庁は、東京都震災対策条例第12条に基づく延焼、出火等の地震防災の基礎調査及び実災害の被害調査を行い、被害を軽減するための各種対策を検討するとともに、都知事の諮問機関である火災予防審議会の答申を受けて、各種対策を実施している。

また、震災時の出火防止対策に資する調査研究、消防活動での安全対策等に資する調査研究等を、必要に応じて実施している。

2 地盤の液状化及び被害状況の把握に関する調査研究

東京都土木技術支援・人材育成センターは、昭和62年に関東地震規模の地震動に対する「東京低地の液状化予測」（東京都土木技術研究所（当時））の公表を行い、令和4年には地盤の有識者からなる「「東京の液状化予測図」更新に関するアドバイザリー委員会」の助言を踏まえ、新たな「東京の液状化予測図」を作成し、公表している。

3 強震計等の観測による重要構造物等の地震動の調査研究

都は、主要構造物その周辺地盤に多くの強震計を設置し、強震観測記録の収集を行っている。

主要な道路橋梁や東部低地帯における堤防、水門などの河川施設とその周辺地盤の計19地点に設置している強震計等の観測で得られた地震波形を利用して地盤と構造物の地震動特性の解析を行っている。

4 地震に関する情報の収集・分析

国は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき地震調査研究推進本部を設置し、関係行政機関及び大学等の調査結果等を一元的に収集するとともに、整理・分析し、総合的な評価を行い、これに基づき広報を行っている。

また、首都直下地震は、切迫性が高く、推定される被害が甚大であると指摘されていることから、首都圏下で発生する地震の姿を明らかにするとともに、建物の耐震構造技術の向上や災害対応体制の確立により被害軽減につなげて行くことを目的として、9「首都直下地震防災・減災特別プロジェクト」を実施した。

さらに、国等は、都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト（都市災害プロジェクト）（平成24～28年度）や官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備することを目的とした「首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト」（平成29年～令和3年度）を実施した。

都は、これらのプロジェクトに参加するなど、地震に関する情報の収集・分析に努めてきた。

都は、引き続き、国のプロジェクト等に参加するなど、地震に関する調査研究の成果等を積極的に収集し、その分析に努めていく。

5 地下構造調査

文部科学省は、堆積平野における精度の高い地震動予測を行うため、「地震関係基礎調査交付金」事業として、関連する地方公共団体に堆積平野地下構造調査の実施を進めている。

都は、平成14年度に「地震関係基礎調査交付金」を受け、東京の深部地下の地質基盤構造を調査した。

6 立川断層（帯）の調査研究

阪神・淡路大震災を契機に、活断層と地震との関係が注目されるようになった。

立川断層は、青梅市小曾木笹仁田峠付近から国立市谷保まで、北西—南東方向に続く断層で、21kmにわたって武蔵野台地とその北側の丘陵に数mから数10mの高度差を生じさせている。本市は、この活断層上にあるわけではないが、市の北東部では近接している。

都は、平成9年から10年にかけて、都内にある主要活断層の一つとして、この立川断層の調査を実施した。

立川断層帯は、名栗断層と立川断層から構成され、埼玉県飯能市から、東京都青梅市、立川市を経て、府中市まで至る、全長約33kmの断層帯である。

国は、立川断層帯を対象に平成24年度から3年間を調査期間として重点的長期観測調査を実施した。

政府の地震調査研究推進本部が公表した令和5年1月現在の「主要活断層帯の長期評価の概要」によると、立川断層帯の地震規模はマグニチュード7.4程度と予想している。平均活動間隔は10,000年～15,000年程度であり、最新活動時期は約20,000年前以後、13,000年前以前である。30年以内の発生確率は0.5～2%とされている。

立川断層帯地震が発生した場合、多摩地域に大きな影響を与えるとされていることから、都は、地元市町との連携を図るとともに、調査結果を踏まえた国の動向等に注視していく。

7 長周期地震動に関する調査

公益社団法人工木学会及び一般社団法人日本建築学会では、平成18年に「海溝型巨大地震による長周期地震動と土木・建築構造物の耐震性向上に関する共同提言」をとりまとめた。

また、国において、平成27年度には「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」がなされ、その後「相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動検討会」で大正関東地震をモデルとした長周期地震動の影響等について検討を進めている。

長周期地震動の影響については、課題が残されており、今後の検討について留意する必要がある。

なお、「首都直下地震等による東京の被害想定」では、長周期地震動がもたらし得る被害について定性的に評価するとともに、過去災害における特徴的な事象として長周期地震動による被害をまとめた。

第3節 公表資料の活用

震災や水害の調査研究は、研究成果に基づく防災への活用があつてこそ価値のあるもので、市は常に情報収集を行い、最新の研究に基づく防災対策に努めることとする。

1 地域防災計画の見直し

地震の被害想定や浸水想定区域図等、災害に関する重要な情報が公表された場合は、本計画の迅速な見直しに努めるものとする。

2 防災マップ、ハザードマップの作成・配布

地震や洪水のときに市民が迅速、的確に避難行動ができるよう避難所や情報の伝達方法などを記載した防災ハザードマップを作成し、市民へ配布する。

3 市民への情報の周知

国や都、防災関係機関などが実施した調査研究が公表された場合は、市は、広報やホームページなどを通じて、最新の情報を市民へ提供する。

また、防災訓練等、様々な機会を通じて市民への情報提供を図る。

